

平成 30 年度静岡県富士山保全協力金受付業務 (富士宮口及び御殿場口) 委託業者選定要領

1 業務の概要

(1) 目的

富士山の顕著な普遍的価値を後世に継承するため、富士山の環境保全、登山者の安全対策を目的とした、富士山の利用者負担制度に係る受付業務を委託する。

(2) 業務の名称

平成 30 年度静岡県富士山保全協力金受付業務委託 (富士宮口及び御殿場口)

(3) 契約 (予定) 期間

契約日から平成 30 年 10 月 31 日 (水) まで

(4) 契約限度額

23,500 千円 (消費税及び地方消費税を含む。)

2 業務の内容

別添、「平成 30 年度静岡県富士山保全協力金等付業務委託 (富士宮口及び御殿場口) 業務仕様書」のとおり。ただし、仕様書の内容は、予算の範囲内で変更することができるものとする。

3 実施方法

(1) スケジュール (予定)

内 容	日 程
質問受付期間	4 月 19 日 (木) ~ 4 月 27 日 (金)
質問に対する回答	5 月 1 日 (火) まで
企画提案書提出期限 (郵送・持参)	5 月 8 日 (火) 正午必着
委託業者選定委員会 (プレゼンテーション)	5 月 16 日 (水)
選定結果の通知	5 月 17 日 (木)
契約	5 月 29 日 (火)

(2) 質問

質問は、別添「質問用紙」により、F A X 又は E メールにて受け付ける。なお、F A X 又は Eメールの送信後、確認のため当課宛てに電話を行うこと。

ア 受付期間：平成 30 年 4 月 19 日 (木) から平成 30 年 4 月 27 日 (金) まで

イ 送付先：F A X 番号 0544-23-6800

Eメール mtfuji-whc@pref.shizuoka.lg.jp

ウ 回答方法：平成 30 年 5 月 1 日 (火) までに、質問及び回答を、静岡県富士山世界遺産センター公式サイト上にて公表する。(質問者名は公表しない。)

なお、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わる事項等、質問者の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害する恐れのあるものと認めたものについては、個別に回答する場合がある。

(3) 企画提案書の作成

別添、「平成 30 年度静岡県富士山保全協力金受付業務委託（富士宮口及び御殿場口）企画提案書作成要領」のとおり。

(4) 企画提案書の提出

企画提案書は、郵送又は持参により提出すること。

ただし、郵送の場合は、書留など発送・配達の確認できる方法によること。

ア 受付期間：平成 30 年 4 月 19 日（木）～平成 30 年 5 月 8 日（火）正午必着

イ 提出先：静岡県富士山世界遺産センター企画総務課企画総務班

〒418-0067 富士宮市宮町 5-12

ウ 提出部数：10 部

エ 到着確認：受付期間中、郵送により企画提案書が到着した場合、受理した旨を E メールにて通知する。

※ 受付期間中に全ての書類の提出がない場合、失格となる場合があるので注意すること。

※ 企画提案は、1 者 1 提案とする。

※ 企画提案提出後の修正は認めない。ただし、企画提案当日の資料の追加は可とする。

なお、資料を追加する場合については、10 部を用意すること。

(5) 委託業者選定委員会（プレゼンテーション）

ア 日時：平成 30 年 5 月 16 日（水）の指定した時間（時間は別途通知する。）

イ 場所：静岡県富士山世界遺産センター 1 階 研修室（富士宮市宮町 5-12）

ウ 1 者当たりの所要時間：プレゼンテーション 15 分程度

質疑応答 10 分程度

※ プレゼンテーションに係るデータファイルは原則、当日持参とする（プロジェクター、スクリーン、PC (Windows 対応) 等の機材は静岡県において用意する)。

※ 時間、場所等は、辞退者を除く企画提案者各者に通知する。

(6) 企画提案に要する費用

企画提案に要する全ての費用は、参加者の負担とする。

4 選定

(1) 選定方法

静岡県職員で構成する「富士山保全協力金受付業務委託業者選定委員会」が、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価する。

(2) 選定結果

選定結果に基づき、随意契約の相手方となる候補者を選定する。

選定結果は、平成 30 年 5 月 17 日（木）に、辞退者を除く全てのプレゼンテーション参加者に E メールで通知する。

なお、この選定は、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約するものではなく、選定後、候補者と静岡県は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの交渉を行い、これが整った場合に、随意契約の手続きを行うものとする。

なお、選定されなかった者（辞退者を除く。）は、静岡県に対して選定結果について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 受付期間：平成 30 年 5 月 17 日（木）～平成 30 年 5 月 21 日（月）

イ 送付方法：F A X または E メール

ウ 送付先：F A X 番号 0544-23-6800

E メール mtfuji-whc@pref.shizuoka.lg.jp

エ その他：F A X 又は Eメールの送信後、確認のため当課宛てに電話で連絡すること。

(3) 選定基準

別添、「平成 30 年度静岡県富士山保全協力金受付業務委託（富士宮口及び御殿場口）業者選定基準」のとおり。

5 その他

(1) 提出された書類の取扱い

提出された書類は、返却しない。また、必要に応じて複写することがある（県庁内及び選定委員会の使用に限る）。

(2) 辞退

企画提案書の提出以降に、本企画提案への参加を辞退する場合は、平成 30 年 5 月 8 日（火）正午までに、別添「辞退届」を提出すること。

なお、辞退することによって、今後、静岡県との取引が不利になることはない。

※辞退に伴う企画提案当日のスケジュール変更については、変更のあった者のみにメールで連絡する。

(3) 失格

次のいずれかに該当する場合、失格になる場合がある。

ア 提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合

イ 静岡県職員又は本企画提案関係者に対して、本企画提案に関わる不正な接触の事実が認められる場合

ウ その他、静岡県と委託契約を締結する上で、不適正な事実が認められた場合